

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
ユニバーサルサービス政策委員会（第53回）・
ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関する
ワーキンググループ（第10回）合同会合
議事概要

1. 日時：2026（令和8）年6月12日（金）17:01～19:07

2. 場所：Web会議による開催

3. 出席者：

（1）委員：

※印はユニバ政策委のみの構成員。☆印はワーキンググループ（WG）のみの構成員。無印は両会合兼任

大谷和子《ユニバ政策委》主査（株式会社日本総合研究所執行役員）

高橋賢《ユニバ政策委》主査代理（横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授）

関口博正《WG》主査（神奈川大学経営学部教授）☆、

相田仁《WG》主査代理（東京大学特命教授）☆、

岡田羊祐委員（成城大学社会イノベーション学部教授）※、

春日教測専門委員（東洋大学経済学部教授）、

鎌田裕美専門委員（一橋大学大学院経営管理研究科教授）※、

砂田薫専門委員（国際大学グローバル・コミュニケーション・センター主幹研究員）、

長田三紀専門委員（情報通信消費者ネットワーク）、

三友仁志構成員（早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授）☆

（2）オブザーバー

NTT東日本株式会社、NTT西日本株式会社、ソフトバンク株式会社、KDDI株式会社、
株式会社ZTV

（3）事務局（総務省）

吉田恭子総合通信基盤局電気通信事業部長、井上淳事業政策課長、

岸洋佑事業政策課調査官、平松寛代基盤整備促進課長、

森田悠介基盤整備促進課企画官、隅田昂平基盤整備促進課課長補佐、

望月俊晴基盤整備促進課課長補佐

【事務局】

総務省事務局でございます。定刻となりましたので、会議開始に先立ちまして、事務局から御案内をさせていただきます。

本日はオンライン会議になりますことから、皆様が発言者を把握できるようにするため、御発言いただく際には冒頭にお名前をお伝えいただきますようお願いいたします。また、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますよう、併せてお願いいたします。なお、構成員の皆様におかれましては、音声がつながらなくなった場合には、チャット機能などを必要に応じて御活用いただきますようお願いいたします。

それでは、これ以降の進行は大谷主査にお願いしたいと存じます。大谷主査、よろしくお願いいたします。

【大谷主査】

それでは、ただいまから第53回情報通信審議会電気通信事業政策部会ユニバーサルサービス政策委員会及び第10回ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループの合同会合を開催いたします。

それでは、まずは事務局から配付資料の確認をしていただければと思います。

【事務局】

事務局でございます。議事次第、資料を構成員の皆様には事前に送付しております。また、傍聴されている方には、資料を掲載している総務省ウェブサイトを御案内しております。

以上でございます。

【大谷主査】

ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと存じます。

本日の議題ですけれども、新たなユニバーサルサービス制度に対応した交付金制度の在り方に関わる検討の方向性となっております。

本日の議題につきましては、事務局から前半と後半の2回に分けて御説明をいただきます。前半と申し上げているのが資料の1節の基本的な考え方、そして2節の第一種交付金

についてでございます。後半のほうですけれども、第3節の第二種交付金及び第4節の最終保障電気通信役務に関する交付金についてということになります。前半と後半のそれぞれで意見交換の時間を設けたいと思います。

それでは、まず、事務局から前半の基本的な考え方と、それから第一種交付金について、御説明をお願いいたします。

【事務局】

事務局の岸でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

今、主査からも御案内ございましたが、これまでの答申、それから議論の経緯との関係で本日の議論の位置づけを改めて御説明したいと思います。

まず、2ページ目の今年の2月の資料を御覧いただけますでしょうか。前回5月の会合では、この中の、一番上の検討事項①について御議論いただきましたので、今回は、この2月のアジェンダペーパーとの関係では、検討事項②から④、すなわち最終保障提供責務に対応した交付金制度、それから現行の第一種・第二種交付金制度を取り上げて御議論いただくということになります。

これに付随した各論のうち、一次答申で継続検討とされていた事項、こちらが1ページ目にお示しをしている内容に相当いたします。例えば、左上のワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の在り方、あるいは右上の近隣電気通信事業者に「必要な協力」の対価の交付金制度上の在り方、右下のその交付金の手続面での担当支援区域や指定基準の検討、こういったことは一次答申に具体的に継続検討課題として御提言いただいておりますので、こちらについても今回取り扱おうと、こういう位置づけでございます。

それでは、先ほどの主査の御案内に基づきまして、前半の1番と2番について御説明をいたします。

1番の基本的考え方、4ページ目を御覧いただければと思います。

検討の背景でございます。まず、令和7年の改正法によりまして、最終保障提供責務が導入され、これに伴って既に提供されている電話とブロードバンドサービスの赤字額の一部を補填する現行の交付金制度、これと併存する形で最終保障電気通信役務の交付金制度を整備するということになります。この点に関しまして、一次答申におきましては、最終保障電気通信役務の交付金制度の考え方と、現行の交付金制度の考え方と整合的なものと

して、全体として交付金制度が円滑に運用されるよう、両者の検討について緊密に連携を図ることとしました。

また、二次答申におきましては、第一種交付金制度の抜本的な見直し、それから令和8年度に初めて交付される第二種交付金制度の運用状況を踏まえた見直しについては、最終保障電気通信役務の交付金制度と一体的、整合的に検討するとの方向性を示していただいたところ です。

特に第二種交付金制度につきましては、二次答申におきまして、第二種適格電気通信事業者、それから第二種負担金の納付義務を負う高速度データ伝送役務提供事業者、これらにとって使い勝手のよい制度とすべきことを念頭に検討を進めることが望ましいとの方向性もいただいたところでした。

こうしたことを踏まえまして、このフェーズにおける検討の方向性として2点、今回御議論いただきたいと思います。

まず1つ目、第一種・第二種適格電気通信事業者にとっては、担当支援区域における自主的なユニバーサルサービスの提供に対する現行の交付金制度の手続と、同じ担当支援区域の中での最終保障電気通信役務の提供に対する交付金制度の手続の双方に対応することが必要になります。そのため、事業者にとってなるべく簡素で分かりやすい、統一感のある制度設計を志向するということを基本的な方向性として、まず御確認いただいております。

続きまして、NTT東西の目線からについてでございますが、NTT東西にとっても、現行制度の下で第一種・第二種適格電気通信事業者の指定を受けている中、最終保障提供責務の導入に伴って、この担当支援区域以外の区域においても地域会社として最終保障提供責務を負うという制度になります。その提供コストの赤字について最終保障電気通信役務の交付金制度により補填することとなります。

そのため、担当支援区域として指定を受けているか否かによって、どちらも交付金制度があるわけですが、その手続が大きく異なることにならないように、地域会社が交付金を受けるために必要な確認手続、これが適格事業者の申請手続とは別に並行して整備されることとなります。こちらについても、第一種・第二種適格電気通信事業者が交付金を受けるために必要な申請手続と統一感のある制度設計を志向することとしてはどうかという方向性について、まずは御確認いただければと考えてございます。

基本的考え方は以上でございまして、前半のもう一つ、第一種交付金について、ここま

でまず御説明をしたいと思います。6 ページ目を御覧いただければと思います。

第一種交付金、すなわち電話に対する交付金の基本的な方向性をここでもまず俯瞰的に確認したいと考えてございます。

検討の背景のところの1つ目、現在の第一種交付金を算定するための原価算定は、提供する事業者の非効率性を排除するとの観点から、いわゆるLRIC方式を主に採用しているところでございます。この点に関しまして、二次答申におきましては、令和9年度以降の現行の交付金制度、これを最終保障電気通信役務の交付金制度と一体的に見直すこと、それからNTT東西によるメタル加入電話の光回線電話等への移行の詳細がこの時点で明らかではないということから、それまでの間は現在の算定方法等を踏襲することが適当との方向性を示した上で、現行のLRICモデルを用いた原価算定や、ベンチマーク方式による補填額算定の廃止等の抜本的な見直しについては継続検討課題としたところでございます。

また、足元の状況といたしまして、NTT東西によるメタル加入電話の光回線電話等への移行計画におきましては、本年4月から一部エリアでの先行的な移行に着手がされてございまして、令和10年4月からエリア単位での段階的なサービス終了への本格的な移行、こちらを開始し、おおむね10年程度で移行を完了させるということが想定されていると承知をしております。

この移行に当たりまして、NTT東西は、メタル加入電話の利用者に対しまして、光回線電話・（ブロードバンド重畳型の）光IP電話、ワイヤレス固定電話に加えまして、令和10年4月からは、モバイル網固定電話を提供する意向を示している。こういう足元の状況がござ

います。

こういった状況を踏まえまして、検討の方向性につきまして3点、基本スタンスの確認ということになります。まず1点目、メタル回線電話の維持コスト、こちらについては、メタル加入電話の光回線電話等への移行が進む中でも当面減らないと想定される。これはNTT東西からのプレゼンにもあった内容と認識をしております。そして、その時期については、今後の実際の移行状況によってくることを踏まえれば、当面はメタル加入電話をベースとして補填する現行の考え方を維持しつつ、現状を踏まえた現行モデルのチューニングを図ることを基本として設計することとしてはどうかと考えております。

一方、NTTの移行計画に沿って移行が進むことを前提といたしますと、この第一種交付金制度についても、メタル加入電話をベースとした補填の仕組みは中長期的にはその役割を終えると考えてございます。その代わり、光ファイバや携帯電話網をベースとした電話の

ユニバーサルサービス、これの提供コストが赤字となることが見込まれる場合には、その赤字を補填するための第一種交付金の算定方法等を整備していくことが必要となるのではないかと考えております。

この光ファイバや携帯電話網をベースとした新たな交付金制度につきまして、メタル加入電話の移行の進捗状況も踏まえつつ、メタル加入電話移行後の電話のユニバーサルサービスの在り方そのもの、これに関する検討とともに、適切な時期に検討に着手すべきではないかと考えているところでございます。

7 ページ目は、メタル加入電話の、先ほど御説明した移行イメージを図示したものでございますので、御参照いただければと思います。

8 ページ目、今の基本スタンスを踏まえて、現行モデルのチューニングに関する見直しの方向性について、今回御議論いただく内容を御説明いたします。

検討の背景のところでございます。現在の第一種交付金を算定するための原価算定は、LRIC方式を主に採用してございまして、算定された全国の各加入者回線当たりの費用のうち、競合するサービスが存在せず競争が行われていない等の理由から考えられる「高コスト地域」として、上位4.9%の加入者回線に係る費用に限り補填するという基本ルールを設計した上で、その時々状況を総合的に勘案した種々の補正措置というのが入っているという状況でございます。

その補正措置の内容は、下にまとめてございますけれども、大きく3点ございます。1 つは、国民負担軽減の観点から、当分の間、コストベンチマークに「標準偏差の2倍（ 2σ ）」を加えた額を超える部分に限り補填するという当面の措置が講じられております。

それから2つ目、メタル加入電話から光ファイバを用いた電話に移行した場合でも、加入電話の維持コストを減少させることが困難であることを踏まえまして、高コスト地域におけるユニバーサルサービスの維持が困難とならないよう、当分の間、メタル加入電話から光ファイバを用いた電話に移行した場合でも、移行に係る回線も引き続きメタル加入回線とみなして交付金の算定対象とする、いわゆる「光IP補正」という措置が講じられていきます。

それから3つ目、ワイヤレス固定電話については、その導入当初は単体ですら赤字が見込まれるため、5,000回線に達するまでの間は、例外的に移行に係る回線も引き続きメタル加入回線をみなして交付金の算定対象とするということとされています。

9 ページ目を御覧いただければと思います。以上の現状に対してどういうふうにチュー

ニングしていったらいいかという方向性についてお諮りをするものでございますけれども、1つ目、LRIC方式を採用している点につきましては、メタル加入回線が電電公社の時代から敷設されてきた経緯を踏まえ、補填すべき赤字の範囲を確定するための基本的考え方として、現在でもなお一定の合理性を有すると考えられるため、算定のベースとしては当面LRIC公式を採用することとしてはどうかと考えております。

それから、「不採算地域（回線単価上位4.9%）」に限り補填する措置」につきましてですが、NTT東西のプレゼン内容も踏まえ、メタル加入電話と同様の設備形態で提供する競合サービスの撤退は確実である、こういった状況を踏まえて、実際に終了するまでの間に、見直しを検討することとしてはどうかと考えてございます。

その上で、足元の状況を踏まえて各種入っております補正措置につきまして、以下の方向性で実施または検討することとしてはどうかということで都合4点、お諮りをしてございます。

まず1点目、いわゆる2σの措置につきまして、黒丸3つの理由から終了させてはどうかということですが、黒丸の1つ目、電話の「あまねく提供責務」が廃止されることを受けまして、赤字の補填割合を引き上げることによって、NTT東西に対して自主的な固定電話サービス維持へのインセンティブを付与する必要があると考えられる。それから、黒丸の2番目、現在の番号単価がこの2σの措置が入った当時の番号単価8円を大きく下回る水準、現在2円程度で推移をしているという状況。それから黒丸の3、この2σの措置を講じないこととしても、番号単価4円程度にとどまると見込まれる。これはNTT東西から試算が提示されていました。

こういったことを踏まえ、令和8年度中に、この2σの措置を終了させるための制度整備を行いまして、令和10年度交付分から適用することとしてはどうかということでございます。

それから2つ目の補正措置、光IP補正につきましては、次の2つの理由から当面維持しはどうかと考えてございます。

まず黒丸の1つ目、今後メタル加入電話の光回線電話等への移行が本格化した際に、メタル回線をすぐには撤去できないという過渡的な状況が続いていくと見込んでおります。そのため、メタル回線電話の維持コストはサービス移行後も当面減らないと想定される中で、当初の措置導入の目的もまさにこういうことでしたので、引き続き維持すべきと考えられること。

それから黒丸の2、光ファイバ整備のインセンティブを阻害しない、つまり光ファイバに切り替えると、赤字の補填対象が減るので光ファイバ整備がなかなか進まない。そういうブレーキにならないようにという観点からも、今なおこの措置について一定の妥当性を有すると考えられることから、当面補正措置として維持をするということとしてはどうかと考えてございます。

それから3つ目のワイヤレス固定電話に関連する補正措置の扱いでございます。NTT東西が令和10年度から提供開始を予定しているモバイル網固定電話をどう扱うかということも課題になりますが、メタル加入電話に係る交付金算定上の扱いについては、先ほど御説明したワイヤレス固定電話と同様のものとするかどうかを含めまして、今後このモバイル網固定電話の提供形態等が明らかになった段階で改めて検討することとしてはどうかと考えてございます。

それから4点目、NTT東日本とNTT西日本との間で赤字額と交付金額の比率に一定の格差が生じているという点、NTT東西からプレゼンがあったと思います。この点につきましては、全体としての第一種交付金の規模に影響を与えない範囲内において、その格差を是正するための方策を講じることとしてはどうかと考えてございます。

以上が内容面での方向性でございますが、10ページ目、手続面でございます。主に一次答申の宿題になっていた事項についてどう考えるかということになります。

検討の背景でございます。令和7年改正におきましては、複数の電気通信事業者によるユニバーサルサービスの確保という制度の趣旨を踏まえまして、電話についても複数の事業者が交付金の交付を受けてユニバーサルサービスを提供し得るものとして新たに担当支援区域の仕組みを導入してございます。

また、交付金の交付を受ける第一種適格電気通信事業者は、サービスを安定的かつ継続的に提供すること、これを要件に交付金を交付するという設計になってございます。そのため、その指定の基準といたしまして、一定程度のサービスエリアを有しているということとを求めているという制度でございます。

この点について一次答申では、2点、継続検討課題と位置づけてございまして、固定電話の担当支援区域の単位については、都道府県または市区町村いずれかとする方向としていただいております。また、第一種適格電気通信事業者の指定の基準につきましては、NTT東西に対するあまねく提供責務が廃止されることを踏まえまして、都道府県において100%の世帯カバーが求められている現行の基準、これを見直すこととして、担当支援区域

の単位ごとに複数の事業者が適格事業者としての資格を備える水準とする方向で検討を進めていくことが適当としてございましたので、これの検討を少し深めたというのがこの方向性になります。

1つ目は、基本的なスタンスでございます。今後のユニバーサルサービスとしてのモバイル網固定電話を提供することが想定される携帯電話事業者、この4月にもプレゼンをいただきましたけれども、いずれも収支の見合う範囲内で第一種適格電気通信事業者としての指定を受けずに提供する意向であるということを確認したかと承知してございます。

このことを踏まえますと、第一種適格電気通信事業者の指定に係る手続は、もっぱらNTT東西における取組の現状を踏まえて検討することとしつつ、制度上は、携帯電話事業者にも適用可能なもの、つまり、いざ指定を受けるとなったときに制度がそれを邪魔することがないようにという方向で検討することとしてはどうかと考えてございます。

具体的には、担当支援区域の単位につきましてですけれども、現行の指定基準が都道府県単位とされているということ。それから、担当支援区域ごとの固定電話の収支というのを、交付金を計算する上で管理していく必要が制度上はあるところでありまして、そういうことを踏まえると、手続上の負担に配慮して、担当支援区域の単位は都道府県にしているかどうかと考えてございます。

それから、適格電気通信事業者としての指定基準としてのエリアカバー率につきまして、電話のあまねく提供責務が廃止されても、NTT東西はメタル回線設備の縮退に伴って代替となる光回線電話等を自ら提供することで電話のユニバーサルサービスを維持する方針、自分でやりますという方針を示しておられること。それから、携帯電話事業者もモバイル網固定電話を提供できる携帯電話網を、実態として全国的に整備しているといったことを踏まえて、サービスの安定的な提供を確保する水準としては、都道府県ごとに90%以上であることとすれば、可能性のある携帯電話事業者も含めて拾えと見込まれるので、このような基準としてはどうかと考えているところでございます。

前半につきまして説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【大谷主査】

御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局説明につきまして、皆様からの意見交換に移りたいと思います。御意見のある方はチャット欄への御記入をお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。検討の方向性についてまとめてあるページが、4ページ、6ページそれから9ページ、10ページとなっております、これまでの検討の結果を踏まえたものとなっているとは思いますが、かなり具体的に書いていただいています。

それでは春日委員、御発言をお願いいたします。

【春日専門委員】

春日でございます。御説明ありがとうございました。まず、最初に口火を切るという意味合いで発言させていただきます。

まず検討の方向性のところで、4ページ目のところですが、2点の検討の方向性で、なるべく簡素で分かりやすい制度、それから統一感のある制度設計を目指すという方向性について賛同いたします。事業者さんの支援をして、それが最終的に利用者の便益になるということなので、分かりやすく統一感があるほうが望ましいのではないかと思いますので、賛同いたします。

それから、9ページ目のところになりますけれども、このユニバーサル制度、結構長く続いてきたわけですが、幾つか課題となる点も残っていたのだと認識しております。その中で、1つでも2つでも改善できる可能性があるという意味で、例えば①から④のところを示していただいていますけれども、①のところの今までの課題となっているところはどうも解消できそうな感じになっているというところは望ましいところではないかなと思います。それから④につきましても、その格差を是正する方策を講じるという形になっているのもありがたいことだなと思っています。

4つ全て解決できればいいのかなという気もするんですが、ただ、なかなか予測できない部分もありますので、今までこれが見直しできずに終わってきたというところは、それなりの理由もあって残ってきたとも認識しておるところですから、できるところから改善をしていくという意味で言うと、現在御提示いただいたこの案が妥当ではないのかなと個人的には感じたところでございます。

以上でございます。

【大谷主査】

4ページとそれから9ページについて御意見を頂戴したところです。それでは、続きまして岡田委員、よろしくお願いいたします。

【岡田委員】

ありがとうございます。成城大学の岡田です。

取りまとめについて大筋異論はないんですが、細かいところで意見を述べさせていただきますと、9ページの検討の方向性をお示しいただいているところですが、最初のところ、LRIC方式についてです。

現在でも一定の合理性を有するため、算定ベースとして当面LRIC方式を採用するという方針を示されているのですが、ただし大きな流れを考えると、電話というサービスの位置づけとか重要性というものを全体の中でどう位置づけていくかというときに、恐らく事業者側にも、また総務省さんの側にも大きなコスト負担をかけて運用されている制度が本当に必要だろうかということは念頭に置いておく必要があるのではないかと思います。

これは現在、接続委員会で検討されているかと思いますが、10年という大きなスパンでいろいろな移行プロセスを検討しているわけですが、この制度が10年後も残るとするのは、私には非常に違和感があります。ですので、このLRIC方式については、将来的に何らかの形で簡素化ないし解消していく方向で、制度の在り方を検討していくべきではないか。

とりわけ交付金制度の在り方は、第二種ブロードバンドのほうに片寄せしていく方向で今後検討されていく必要があると思いますので、そのような大きな流れを含んで、このLRICという仕組みは今後どのように位置づけていくべきかということを常に念頭に置きながら、また、メタルの巻取り等の移行過程、推移もにらみながら、見直しを必要に応じてしていくスタンスが必要ではないか、このように考えます。この点いかがでしょうかという質問とかコメントになります。

私からは以上です。

【大谷主査】

コメントありがとうございました。当面LRIC方式ということで、中長期的な見直しを予感させる書き方をさせていただいているところですが、このような書きぶりで報告書をまとめていったいいのか、もう少し積極的に見直しの見通しを示すといったことが必要なのかといった問題提起をいただいたと思います。

引き続き手を挙げていただいております。三友委員、関口主査から手が挙がっておりますので、お二方に発言いただいてから事務局のほうに振りたいと思います。それでは三友

委員、お願いいたします。

【三友構成員】

ありがとうございます。

この部分につきましては、基本的に私も賛同いたします。今お二方、春日委員と岡田委員がおっしゃられたことと重複するところがあるのですが、今あるこのテクノロジーが2035年で一応終了するということになっております。もうあと10年しかありません。当面とか、そういう表現がいろいろ出てくるのですが、実際にこの先、この固定電話をめぐる環境というのは大きく変わっていくと思いますので、どういうタイミングでこの見直しをするのかということは、もう少し具体的に考えないといけないのかなと感じます。

例えば光IP補整のお話があるんですが、これも一定の妥当性を有するということですが、片や第二種が今後中心になっていくわけでありまして、こちらの部分については、将来的には第二種のほうに吸収されていくべきではないかなと思います。

当座の制度設計として、これを今のお話、御説明いただいたものを是としても、この先また見直しが必要になってくると思いますが、いつ、どういう形で見直しをするのかということも、ある程度具体的に考えておかないと、10年はあつという間にたってしまいますので、何となくずるずるとこのまま行くようにも思います。それでよろしければそれでいいのかもしれませんが、移行プロセスも少し考えたほうがいいかなと思います。私からの質問としては、どれぐらいの期間を目途に、この制度設計を適用するのかというところでございます。

以上です。

【大谷主査】

ありがとうございました。

それでは、関口主査からも御発言をいただきたいと思います。

【関口主査】

関口でございます。諸先生の御発言、それぞれごもっともなところがたくさんあるので、ある意味で賛同するところが多いのですが、若干、私見を述べさせていただきたいと思っています。

9 ページの見直し項目についてですが、1 番目のLRICをどうするか。これは接続のほうでビル&キープが原則とされるということに平仄を合わせて、LRIC方式の適用廃止の方向で検討が進んでいるということも理解しておりますが、この交付金算定の中で、非効率性をどのように排除していくかという観点で、NTT東西の実際費用方式をそのまま取り入れた場合の他事業者さん、あるいは制度全体に対する評価について、非効率性の排除の部分が反映されないままになってしまうことがいいことかどうかの判断だと思うのです。

その意味で、当面は、この当面と書いてあるがいつまでなのかという議論はもちろんしなければいけないのですけれども、長期増分方式の採用は、消極的賛成ではありながら継続せざるを得ないのではないかと考えています。いつまでがいいのかは、私にもよく分かりません。

それから、2 番目のポツの不採算地域に対する補填の是非については、実はソフトバンクさんが今年の3 月に「おとくライン」の受付を終了されました。2030年3 月にサービスが終了するというところで、競争があっても絶対に他事業者は進出しないエリアとして4.9%を認めていたわけですが、競争が無い世界になって、これも環境が変わってしまったと。既にKDDIさんも2013年にメタルプラスという直収電話から撤退していますので、これで競争相手がなくなってしまうという中で、この4.9%をいつまで維持するかということについては、2030年までのしかるべき時期だということが書いてありますけれども、できるだけ早く見直しを検討するということを私も希望しております。

ほか、随分環境が変わっている中で、この見直しをいつまで維持するのかということについては、私自身は、まだ制度が開始されて2 年目で早速見直しに着手したということですが、これで十分だとは思っていないので、継続して検討を続けるという中で、できるだけ現実的な解を見つけていくということが望ましいだろうと考えております。

以上でございます。

【大谷主査】

連続してコメントをいただきまして、ありがとうございました。相田委員は関連するコメントでしょうか。

【相田主査代理】

関連するものとしては、私もそのLRIC、簡素化というものはしたほうがいいと思いますけど、まだ、もうしばらく役割はあるのかなと思っております。

実は、私は御説明いただいた範囲の外になるんですけども、11ページの手続のあたりでもって、最近、例の災害時公衆電話に対する補填というのを一部始めたと思うんですが、その災害時公衆電話の扱いというのは、このフローの中でどうなっているのかというのを事務局に確認させていただければと思って発言させていただきました。よろしくお願いいたしますします。

【大谷主査】

ありがとうございます。

それでは、事務局の出番ということで、LRICとか、それからあと4.9%のところとか、当面となっているところについてのお考え方などについてコメントいただければと思います。そして、災害時公衆電話のフローはどこにつけられるかという点、よろしくお願いいたしますします。

【事務局】

先生方、いろいろと御質問、御意見いただきましてありがとうございます。大局的なお話を聞いて、私どもとしても、いい羅針盤をいただいたかなと思って聞いておりました。

まず、LRICをいつ頃、いつまでやり続けるのかということ、あるいは新しい交付金制度みたいなもの、つまりメタルの世界から次のフェーズへどういうタイミングで検討をしていくのか、大体こういう御質問をいただいたと思っています。

取りあえずファーストアクションとしては、この6ページ目の基本的方向性の一番最後が精いっぱい回答ということになります。つまり、メタル加入電話の移行がどれぐらい、どういうペースで進んでいくかということに、電話のユニバーサルサービス制度というのは大きく依存するとか、関係してくるとは考えていまして。恐らくこれは、もう皆さん方にも認識を共有していただけるかなと思うんですけども。

ですので、どういうふうに、まさに今、試行的な実施という先行移行ですか、されていますけれども、実際に本当にメタルの設備がエリア単位である程度巻き取られていくというのが本当にいつ頃出現してくるのか。そうすると、まさにそこはメタルのない電話ユニバの世界というのが出来上がってくるわけでありまして。ただそれが、そういうのが本当

にもう現実に世の中に出てくれば、それを真正面から、そこに対する赤字を補填する仕組みというのは、当然、並行して検討を進めていく、こういうことになってくると思います。

それが、いつの段階でというのはなかなか予断を持って申し上げにくいところでありますけれども、どこかの段階で、メタル加入電話の世界でいろいろ操作していたものではなくて、例えば光電話とか、モバイル系の、電話のユニバが赤字になるのであれば、それは真正面から捉えて、算定方式をつくって交付金の補填をしていくという世界観に切り替わっていくんだと、こういうことを要約して書いているのがこの6ページ目ということになります。

なので、7ページ目の図で視覚的に申し上げると、これは契約数ベースで減っていくというので、設備はこのとおり減らないということは留意が必要ですが、いずれは、この令和18年3月31（日）になるかどうかは別として、いずれはこういうことになるということが計画上見えていますので、この間のどこかで、メタルの世界でいろいろ操作をしているというこのルールから、真正面から光とモバイルの赤字が生じれば、それを補填する新たな交付金制度に切り替えていく。その検討というのは、いつから始めてもそれはいいと思うんで、そういう意味では、頭の体操としては、今からやっておいても全然遅くないかなと私としては考えております。

それから、相田先生から御質問いただきました災害時公衆電話の扱いですけれども、今、例えば都道府県単位にしますとか、90%以上というのは、固定電話の交付金制度についての御議論に対する方向性でありまして、災害時公衆電話は、今この議論の射程に入っておりませんけれども、制度としては、この同じフローの中に乗ってまいります。なので、災害時公衆電話用の単位区域とか基準というのをつくることになりますが、これは一次答申でも少し触れさせていただいたと記憶していますけれども、基本的には現行の基準、それが守られていれば、それに対応して赤字を補填するという仕組みは、基本的にはこの手続に乗せて、今と変わらないベースで設計していくということになるだろうと考えてございます。

以上です。

【大谷主査】

それでは、今、事務局からコメントいただいたところですが、災害時公衆電話の件につきましては、相田先生、よろしいでしょうか。

【相田主査代理】

はい、取りあえず結構です。

【大谷主査】

ありがとうございます。

それで当面というか、見直しの時期について、より明確化したほうがよいのではないかという御意見を、岡田委員、三友委員からいただいておりますが、この点につきましては、いかがでしょうか。

【岡田委員】

私は大丈夫です。岡田です。

【大谷主査】

ありがとうございます。三友委員はいかがでしょう。

【三友構成員】

ありがとうございます。なかなか難しい答え、答えが難しい、出せないものだろうとは思っておりますけれども、存在する以上は、それを維持しなければいけないということはある一方、光への移行を促進するということも考えなければいけませんので、その辺のバランスをどういうふうに取っていくかということが重要かなと思います。

以上です。

【大谷主査】

ありがとうございます。

お二方プラス関口様から貴重なコメントをいただいておりますので、このLRICをはじめとして制度の合理性がある間は、当面もそれを用いながら、関口主査からもコメントいただいた非効率性の排除という政策的課題に対応していくということが必要ですが、6ページで示していただいた適切な時期がいつなのかといったこと、この時点でコンセンサスのある形で予測することは難しいですけれども、光、メタルの巻取りの進捗の状況など、見

直しのタイミングを見誤らないということが重要かと思しますので、その点については、NTT東西様からも進捗状況などについての的確に御報告いただき、それを把握して、検討の時期を早める必要があれば早めていくと、そういった形で対応していくのかなと感じました。

ほかの点についてはいかがでしょうか。ひとまず、大丈夫そうでしょうか。また、必要に応じて戻らせていただきたいと思いますので、1番、2番の基本的考え方と第一種交付金について、については、おおむね御意見、御質問が出尽くしたかなということで、次の3番、4番のところ、事務局の御説明に進みたいと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは、続きまして後半ということで、3番、4番の御説明をさせていただきます。3番、第二種交付金、いわゆるブロードバンドの交付金制度についての御説明になります。

13ページ目を御覧いただければと思います。こちら第一種交付金と同様に、基本的なスタンスをここで確認を、あるいは御議論をいただきたいと思っているところでございます。

検討の背景のところですが、現在の第二種交付金制度は、内部相互補助の考え方、括弧で言っていますけれども、ある電気通信事業者のブロードバンドの提供による特定の区域での収支が赤字の場合であっても、その事業者のブロードバンド全体の収支、これが黒字である限りは、そのエリアの赤字について交付金による補填は必要ないとする考え方、これが内部相互補助の考え方とここで言うております。

これを基本としつつも、政策的に整備を推進すべき区域の類型については、全体の収支は黒字であったとしても、その区域での収支が赤字であれば、その赤字について交付金により補填するという考え方に沿って全体が制度設計されております。

この制度設計の下で運用した結果、令和8年度に初めて第二種交付金が出てきていますけれども、その規模は総額約1.5億円。NTT東さんが1.44、NTT西日本が0.05、ZTVさんは0円。1回線あたりに換算しますと年で2円という状況となっているという事実がございます。

それから、次の2つは改正法に伴う制度の変更でございます。最終保障提供責務というのが入りますけれども、この制度の下で、第二種適格電気通信事業者が担当する支援区域においては、経営上の理由があっても、最終保障提供責務としてブロードバンドサービスを提供する責務を担うという制度に変わるというのが一つあります。

加えまして、現行制度におきましては、第二種適格電気通信事業者の指定を受けようとする者が申請をしたときに、その者の業務区域に含まれる支援区域は、もうこれはあなたの担当であると総務大臣が指定をするという仕組みになってございますが、今後は、この第二種適格電気通信事業者の指定を受けようとする者が、自分で、ここを担当したいということで選択をして申請する。それから、指定を受けた後で、担当支援区域の指定の追加と解除、こちらを申請することができる仕組み、この資料の上では便宜上「手挙げ制」と呼びたいと思いますが、手挙げ制という仕組みに変わるということがございます。

この現状と制度変更を踏まえました検討の方向性について3点まとめてございます。

1点目、現行の第二種交付金制度は、あくまで電気通信事業者が自らの経営判断により提供するブロードバンドサービスに係る赤字を交付金により補填しようとするものであることなどから、内部相互補助の考え方を徹底する方向での制度設計が志向されてきたと考えております。政策的にブロードバンド環境の整備を推進すべき地域については、あくまで限定的に認められたと考えておりますが、その結果として、令和8年度の第二種交付金の規模は約1.5億円にとどまっているという受け止めでございます。

今後、最終保障提供責務制度が始まるところでございますけれども、この内部相互補助の考え方を徹底したままでは、第二種適格電気通信事業者が担当する支援区域において、自らの経営判断によらない責務としてのブロードバンド環境の整備・維持に伴う赤字についても、その事業者の全体の黒字で吸収するということを求めるということになります。

加えまして、担当支援区域が手挙げ制に変わることを踏まえますと、赤字の見込まれる支援区域について、第二種適格電気通信事業者となることで自主的に整備・維持を担うインセンティブが失われるおそれが高いんじゃないかと考えております。

一方、政府の目標といたしまして、「光ファイバの全国での世帯カバー率を令和9年度末までに99.9%とすることを目指す」としてございまして、この目標の実現に向けまして、ブロードバンド環境整備をより一層推進していくためには、内部相互補助の基本的考え方、これは維持はするというにした上で、政策的に整備を推進すべき区域の類型、こちらを拡充するとともに、全国各地の電気通信事業者が最終保障提供責務を含めまして、各エリアでのブロードバンドサービスの担い手となるインセンティブ、これを高める方向での制度設計、一次答申からのコンセプト「みんなで支えるユニバーサルサービス」、こちらの方向性を志向する、こういう方向でこの第二種交付金を見ていったらどうかと。このような投げかけでございます。

こういった基本スタンスの上に立ちまして、具体的な見直しの方向性を14ページ以降で御説明をいたします。

検討の背景のところ、現状の制度の説明でございます。現在の第二種交付金の原価算定におきましては、内部相互補助の考え方を基本といたしまして、政策的に整備を推進すべき区域の類型については、全体の収支が黒字であっても、そのエリアの赤字について交付金により補填すべきであるとの考え方に沿って設計されております。

具体的には下の図及び文字を御覧いただければと思いますが、具体的には支援区域の設定基準の一つといたしまして、町字ごとにモデル上、黒字になりそうか、赤字になりそうかというところで設定のクライテリアを設けております。モデル上黒字という一番左のところに行きますと、これはもう支援区域にならないということになります。モデル上赤字、それから大幅な赤字が見込まれるところについては、支援区域として指定をします。

さらに、政策的に整備を推進すべきものとして、現状ですと下半分ですね。公設区域、それから未整備区域といったものは、政策的に推進すべきとの下で区域指定をしてございます。紫の線というのが内部相互補助の内側か外側かということを示してございますけれども、今、モデル上の赤字、それからモデル上、大幅な赤字として指定している区域につきましては、全体収支が黒字である場合には、そのエリアの赤字は交付金によっては補填しない。つまり、内部相互補助の考え方をここでは入れているということになります。

一方、この公設区域・未整備区域として指定した区域におきましては、その事業者の全体収支が黒字であっても、そのエリアにおいて赤字が出ていればその赤字を補填するという内部相互補助の考え方の外に置いて、政策推進のインセンティブをつけている。こういう設計で今されています。

現実におきましては、右下のほうに明朝で書いていますけど、令和8年度の1.5億円として実際に交付されるのは、この内部相互補助の外側にある類型のみになっているという現状でございます。

これを踏まえた見直しの方向性、15ページ目でございます。1つ目、基本的なスタンスですが、「光ファイバの全国での世帯カバー率を令和9年度末までに99.9%とすることを目指す」とする政府目標の実現に向けまして、第二種交付金制度においても、政策的に整備を推進すべき区域に交付金資源を重点的に配分するための見直しを図ることとしてはどうかと考えていまして、具体的には5点、見直しを考えてございます。

まず①、先ほどモデル上大幅赤字とされていた区域につきまして、ブロードバンドサー

ビスの提供による前事業年度の全体の収支で赤字である場合に限らず、これが黒字であったとしても、その区域においてモデル上見込まれる赤字額を基礎として交付金を交付可能とすることとしてはどうかと考えております。

2つ目。公設区域・未整備区域と政策的に指定している区域についても、ベースはモデル上赤字と見込まれるものに限られてございます。それにつきまして、公設光ファイバの譲受け、それから未整備エリアの整備促進を政策として進める観点からは、モデル上赤字と見込まれるかどうかにかかわらず、公設区域・未整備区域に該当すれば、モデル上黒字であっても実際に赤字が生じれば、交付金による補填ができるよう特別支援区域として指定可能としてはどうかと考えてございます。

それから、公設区域に関しまして、③ですけれども、公設光ファイバの譲受けを政策として進める観点から、令和5年6月16日以降に設置された公設光ファイバを譲り受けた場合、今これは対象になってございませんが、そういう場合でも、その譲り受けた設備を用いて提供するブロードバンドサービスの収支が赤字であれば、その赤字額を上限として第二種交付金を交付可能とする仕組みにしたらどうかと考えております。

それから④、こちらはこの第3フェーズといいますか、今年の2月から6月にかけての御議論の中でも、地方公共団体、沖縄県、それから鹿児島県三島村から御意見をいただいたことを踏まえてのものでございますが、特に離島におけるブロードバンド環境の整備をより一層推進するために、民間事業者が公設の海底ケーブルを譲り受けた場合には、その海底ケーブルの費用の全てを交付金原価の算定対象とする制度枠組みを設けてはどうかと。今は制度上、一部にとどまらざるを得ない形になっているのを全て算定対象になるような制度枠組みにしていっていただけたらどうかというのが4点目です。

5点目、今後、最終保障提供責務の導入を見据えますと、世帯は存在しないが事業所は存在する区域というのも世の中にはございます。こちらについても最終保障電気通信役務の提供が求められる場合を想定いたしまして、こうした区域をいずれかの者の担当支援区域として指定することを可能とすることで、より充実した支援制度にできないかということでございます。

以上の5点につきまして、上のポツのスケジュールのところですが、以下の方向性で支援区域制度を拡充いたしまして、令和9年度におけるブロードバンド環境の整備・維持に要した費用の赤字について、令和11年度から交付できるよう、できるものから順次可能な限り速やかに制度整備に着手することとしたらどうかと考えてございまして、この

点、御議論いただければありがたいと思っております。

なお、最後、一般支援区域という、モデル上赤字と見込まれる区域ということになりますが、こちらは第二種適格電気通信事業者に事務局のほうで意向を確認してみました。そうしたら、今後たとえ担当支援区域に指定をされたとしても、新たな制度の施行後、先ほど申し上げた手挙げ制に変わりますので、そうすると、この指定の解除を申請したいと、こういう意向が示されたことを踏まえまして、第二種適格電気通信事業者による指定解除手続の煩雑さ、大体一万町字ぐらいございます。これを全部指定解除するという手続の煩雑さを回避するために、当面、一般支援区域は指定しない運用とすることとしてはどうかと考えております。

以上の見直しをするとした場合のイメージを16ページにまとめてございます。現行制度の左側、紫の部分が内部相互補助の中に置くか、外に置くかの境界線と先ほど御説明しましたけれども、右のほうに移りますと、この境界線を、大幅な赤字をぐっと外側に置くというような感じの見直しをするとともに、このオレンジで追加している類型、見直し後の左下の部分ですけれども、公設区域の中では施行日後に整備されたものも含めて対象にする、それから、公設海底ケーブルの赤字の全額を入れるといったような制度改革を目指すというようなイメージを図示化してございます。

続きまして17ページです。手続面での見直しの方向性ということになります。

検討の背景のところでございます。これは一次答申からの宿題に関することが書いてございますが、第二種交付金の交付対象となる支援区域、こちらの指定の考え方としては、事業採算性が通常見込めない、モデル上の赤字という先ほどの話、それから競合事業者がほかにいないということが要件となっていまして、複数事業者の存在を理由として不必要に支援区域から外れることのないように、なるべくきめ細やかに拾えるように、現行制度上は町字単位としてございます。

また、交付金の交付を受ける第二種適格電気通信事業者には、電話、第一種と同様ですけれども、サービスを安定的かつ継続的に提供することを求められるために、一定程度のサービスエリアを有していることを求めまして、特別支援区域に限って言えば、もともとあまり整備が進んでいないことを念頭に置いていますので、電気通信回線設備の規模について10%超という基準を設けています。

一次答申では、光ファイバ未整備の地域が現に存在する中、改正法の施行後も、この支援区域の単位は町字を軸に検討してはどうか。それから指定の基準は、現状のベースの上

に立って、ほかの電力系の事業者、ケーブルテレビ事業者など、なるべく多くの事業者が指定基準をクリアできるような水準とする方向でしたらどうかといったようなことで継続検討課題としていただいております。

これに対する直接の回答は方向性の最初の2つでございます。まず単位ですけれども、新制度の施行後は最終保障提供責務も負担することも考えますと、担当支援区域を細かく取捨選択できる制度とするほうが指定の申請を行いやすくなると考えられます。また、政府目標の実現に向けて支援区域を重点的にきめ細かく指定可能とすることが制度としても望ましいと考えられることから、支援区域の単位は引き続き町字とすることとしてはどうかと考えております。

それから、特別支援区域、これは今後重点的に類型化していくと先ほど申し上げました。こちらにつきまして、適格事業者がクリアすべき基準、これは現行の10%超を維持すれば、全国の町字の約95%におきまして、NTT東西のほか、電力系事業者、ケーブルテレビ事業者など、いずれかの事業者が指定基準を充足すると見込まれると少しデータを用いて確認をしたところでございまして、引き続き10%超とすることとしてはどうかと考えております。

3ポツ目、4ポツ目は、手続を変えろという話を文字にしておりますが、少し複雑かもしれないので、19ページの図を用いて説明します。現在の交付金の算定の仕組みに最終保障提供責務が重なってきたらどういうふうになるかということでございます。

現在は、左上のX年度というところを御覧いただければと思いますけれども、8月末に、全てのユニバ事業者から町字ごとにエリアカバー率、これをいただいております。それを基に11月末に支援区域の指定と解除というのは総務大臣が行います。その後、適格事業者の指定の申請をしていただきますと、年度末に総務大臣が、この事業者は基準をクリアしていますねと、ついてはここを担当してくださいと指定するという、こういう立てつけになってございます。

そこから交付金はどういうふうに交付されていくかということですが、指定されますと、遡って年度末に指定されたその年度、この場合だとX年度の担当支援区域になったところの収支を計算して出していただきます。それが夏頃という、そのXプラス1年後の夏頃です。翌年度の夏頃に出していただくんですが、これをある意味予測値といたしまして、交付金を算定して、その翌年度、つまり、このXプラス2年度の役務提供に対する赤字の補填という形で渡している。これが現行制度です。つまり予測ベースでの交付金という今は流れ、運用をしております。

最終保障提供責務は、その年度に生じて実際に要した費用というのを見ていく、あるいは実績ベースというのがなじむ制度ですので、この後も御説明しますが、実績ベースでの算定というのを想定しています。そうすると、このXプラス2年度の交付金というのは、自主的な整備に対応するのは、この2年前（X年度）の予測値からやってくる、つまり、2年前の役務提供状況を基に予測値を算定して、その年度（Xプラス2年度）にももらえるという仕組み、この青の矢印の仕組みになるんですが、同じ年度（Xプラス2年度）で同じ担当支援区域で生じた最終保障提供責務は、この真ん中の点線になっているんですけども、ここの実績というのは、翌年度（Xプラス3年度）に算定して、Xプラス4年度に、過去（Xプラス2年度）の役務提供に対するものとしてももらえるということになって、同じ年度（Xプラス2年度）の営みで交付金を算定するタイミング、それから交付金をもらえるタイミングがばらばらになるということが課題として挙げられます。

これはさすがに事業者のニーズが複雑ですし、都合一つの年度がたつと4年間、前に2年、後ろに2年、手続がずれて発生するというのは、とても複雑で、なるべく簡素で分かりやすいという基本的方向性からするとあまりよろしくないと考えまして、そろえましょうというのが見直しの方向性で書いてあることでございます。

すなわち、左下のところ、見直し後のところを御覧いただければと思いますが、8月末に規模報告をいただいて、11月末に支援区域に指定・解除するということは変わりませんが、この後、新しい制度では、事業者が自分でここを担当したいということでピックアップして申請をしていただくことになります。事業者の指定基準をクリアしていれば、ここをお願いしますということで、総務大臣が指定をするということになりますが、その営みをまずちゃんとやっていただくということになります。

つまり、Xプラス1年度のこの役務提供に対して、自主的な部分も、最終保障部分も、全て実績値に基づいて翌年度（Xプラス2年度）、原価を算定していただくと。それで交付金を、この場合、Xプラス3年度に、Xプラス1年度分の交付金を補填するということになります。なので、右下にまとめていますが、実績値ベースで算定の時期、交付の時期も統一するように運用を変えたいということでございます。

4ポツ目の結論のところだけ繰り返します。そのため、令和9年度以降は第二種適格電気通信事業者が自ら選定、申請した担当支援区域についての指定を受けた後に、最終保障提供責務を含めて面的にブロードバンドサービスを提供する実態に即した運用に改めることとしてはどうかと考えてございます。

また、こうした第二種交付金制度の手続面も含めた営みの安定的な運用を図る観点から、総務大臣による支援区域の指定の追加・解除及びその前提となる回線規模等の報告について、国勢調査の実施年に合わせまして、そのサイクルを5年に1回程度に見直すこととしてはどうかと考えてございます。

さらに、手続面でもう1点、5つ目のポツでございますけれども、現行の第二種交付金制度では、担当支援区域における安定的なサービス運営を担保するための要件といたしまして、先ほどの10%超といったようなエリアカバー率に加えまして、ブロードバンドサービスを継続して提供する期間、これは省令で1年超そのエリアに提供している人じゃないと交付金を補填しないと、こういう仕組みになってございますが、今回手挙げ制に変わることで、ある程度そのエリアでの提供に意欲があるということが推認されるということ。それから最終保障提供責務は、そこで何年やっているかにかかわらず責務として負うと考えるのが素直でありますので、こういった制度変更を踏まえまして、現行の1年超という期間は短縮する方向で見直すこととしてはどうかと考えてございます。

最後、これは今回の4月の事業者からのプレゼンを踏まえて書いてございますけれども、負担金の納付義務を負う高速データ伝送役務提供事業者からも負担金徴収手続について見直しの要望が寄せられていると承知しています。そのことも踏まえまして、負担金徴収の執行状況を注視いたしまして、顕在化した課題への対応方策について速やかに検討することとしてはどうかと考えてございますので、この点についても御確認いただきたいと思います。

18ページ目、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の扱いでございます。一次答申で一旦継続検討課題にしておりますので、この半年ほど、直接、中心に取り上げてきたことはございませんでしたけれども、併せてこの時点で一旦現在地を確認したいということでございます。

検討の背景でございますが、現在、携帯電話事業者各社が提供しているワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）については、一次答申におきまして、この政府目標の実現に向けて取り組んだ後になお光ファイバが未整備の世帯において、目標時期が経過する令和10年度からの開始を念頭に、制度化を検討することが適当とされたところでございます。

また、第二種支援区域の指定制度との関係におきましても、今後、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）がユニバーサルサービスに位置づけられた場合には、支援区域の指定要件であります「競合事業者がいないこと」、この「競合事業者」に一定以上の割合を力

バーしているワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）が原則として含まれてくることになりますが、政策目的を達成するために必要な場合には、例外的に含めない方向で検討することが適当とされたところでございます。この点については、4月の沖縄県からの御発表の中でも言及があったところでございます。

これも踏まえまして、検討の方向性ですけれども、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）のユニバーサルサービス化に向けましては、今申し上げたような答申内容も踏まえて、安定的な通信インフラ基盤の整備に資するかどうかの観点から、品質の在り方、それから指定要件における扱いも含めまして、令和9年度以降、政府目標の達成状況の見通しを踏まえた上で、具体的な検討に着手することとしてはどうかということで、このポイントでの確認をお願いできればありがたいと思っております。

少し時間をいただいておりますけれども、後半です。4ポツ、最終保障電気通信費に対する交付金についても御説明を申し上げます。

22ページ目です。検討の背景、一次答申でいただいた内容の振り返りでございます。

一次答申において最終保障提供責務は、経営上の理由があってもユニバーサルサービスを提供する義務を課すものであることを踏まえまして、電話とブロードバンド共通の基本的な考え方として、赤字について必要十分かつ合理的な水準の額を交付金により補填することを基本として検討していくことが適当としていただいております。その上で、提供に要する費用につきましては、光ファイバ等の整備費、減価償却費と維持費を対象とすることを基本にする。それから、必要十分な水準ということで、収入費用方式を基本とする。それから、合理的な水準として、非効率と認められるコストがあるときは、そのコストを控除できる仕組みとすることを基本とする、こういった基本的な方向性を御確認いただいたところでございます。

また、最終保障の交付金の関係では、近隣電気通信事業者に協力してもらったときに、最終保障事業者が支払う対価につきまして、一次答申では、提供に要する費用として交付金の算定対象に含めつつ、その規模の肥大化につながらないよう合理的な水準であることを求める方向というのをいただいております。

これを踏まえて具体化を図るということでございますけれども、検討の方向性のところ、NTT東西から御発表あったように、新設設備と既存設備に分けて、この算定方法の方向性を整理したいと考えています。

新規設備のほうですけれども、2つ目のポツを御覧いただければと思います。新設設備

に相当する部分については、義務として役務を提供するために光ファイバ等を新設したことにより実際に生じた費用であることから、その全額を原価とすることとしてはどうかと。その際、実際に生じた費用につきましては、算定手続上の負担を軽減する観点から、新設設備の利用状況にかかわらず、つまり共有による分計、共用が増えると1個ずつ案分して増やしていくとか、そういったような共用、分計による計算というのは実施しないで、実際最初に建てたときに要したコスト全額を補填対象とする。後で利用が増えたからといって、さらに足したりということはしないと、ワンショットでやるというイメージです。ということとしてはどうかという、NTT東西からの提案を踏まえた事務局としての投げかけでございます。

次に、既設設備に相当する部分につきましてですけれども、端的に図を用いて説明差し上げたいと思うので、23ページ目を御覧いただけますでしょうか。既設設備というのがこのグレーにかかっている部分ですけれども、これはNTT東西のプレゼンの資料の抜粋でございますが、今はこのエリアごと、担当支援区域ごとに共用している設備、それぞれ使っている設備を特定して、共用しているエリアごとに、いわゆる割り勘をしていると。これを最終保障提供責務の交付金の算定ルールにそのまま応用すると、最終保障提供責務というのは、エリアじゃなくて回線ごとに生じるものなので、より細かい回線単位で使っている設備を特定して、共用している回線ごとに割り勘をするという、とても大変な作業になりますという趣旨のプレゼンだったと思います。

そうではなくて、ある程度近似した値を使うことによりまして、手続の負担軽減を図れないかという御提案があったというのが24ページでございます。案①と案②が4月のNTT東西のプレゼンテーションで御提案のあったアイデアでありまして、案③というのは、その後、第二種適格電気通信事業者と意見交換を進める中で、こういうやり方もあるんじゃないかと個別に御提案いただいたもの、この3つを並べて本日御議論いただきたいと思っておりますけれども、それぞれ申し上げます。

案①というのは、ある程度地域特性が類似しているような町字のこれまで計算してきた実績です。回線単位じゃないけれども、町字単位での単価というのを持ってきて、そこから収入を差し引いてコストを算定する。そうすることである程度近似した値が出るんじゃないのかという案ではありますが、「地域特性が近似する町字における既存設備の維持コスト」、この把握は引き続き必要になります。それから、特に担当支援区域の数が相対的に少ない小規模な事業者においては、こういう近似したモデルとなるような、お手本になるよ

うな町字がそもそも存在しないおそれがあって、負担軽減とか担い手を増やすという効果は一定程度あると思いますけれども、限定的なものとならざるを得ないんじゃないかと考えられます。

それから、案②は、より簡単な方法で、費用と収入を相殺する、同額とみなして相殺するというアイデアでございますけれども、事業者の負担軽減効果の観点からは望ましい方法と考えられる一方で、最終保障電気通信役務が提供されるエリアでの回線ごとの実際の維持コストは得られる収入を上回ることも想定されます。そのため、一律に同額とみなすことによって、赤字が十分に補填されないおそれがあるんじゃないのかと考えられるところでございます。

案③につきましては、先ほど支援区域の指定をするために、モデル上の数字で黒、赤、大幅な赤字を判定するということを申し上げました。そのモデル費用というのを使うということにしたらどうかというアイデアです。これによりますと、第二種適格電気通信事業者の側で設備量を個別に把握する必要がなくなりますので、手続上の負担の軽減が図られると。あとモデル上の費用というのは、区域ごとの特性を反映して、合理的な手法によって計算したものでありますので、これを個々の担当支援区域における既存設備の維持コストとみなすことは一定程度妥当であると考えられると。だから、この③の方法によることが適当じゃないかと今回お諮りをしているところでございます。

最後、25ページ目を御覧いただければと思います。最終保障に関する残りの論点に対する方向性でありますけれども、最終保障電気通信役務につきましては、利用者との契約の解除、あるいは他の区域内電気通信事業者が役務の提供を開始した、あるいは支援区域の要件を欠いたということによって、最終保障電気通信役務としての提供が終了することも想定されますけれども、このような場合でも、その提供に要した費用につきましては、減価償却費、残っている部分など、責務としての提供が継続していたならば通常補填される範囲内で一定の期間継続して交付金の算定対象とするということとしてはどうかと、義務であることを踏まえてこういう設計をしてはどうかということでございます。

それから、一次答申でも言及がありました、近隣事業者へ支払った「協力の対価」でございます。1行目の終わりほどですけれども、最終保障電気通信役務の提供に要する費用として交付金の算定対象とすることは適当でありますけれども、協力として想定される内容は個別具体的なである。どんな協力を、誰に、どういうふうにとというのいろいろなパターンが考えられること。それから、何よりも当事者間の協議に委ねるということを基本コ

ンセプトにしておりますので、「協力の対価」に対応した個別の算定方法を算定規則に書き切るとことはなかなか難しいということで、規定しないこととしてはどうかと考えておりますが、その上で、交付金規模の適正性を欠く、合理的な水準という答申を踏まえまして、最終保障電気通信事業者におきまして、「協力の対価」として原価に入れた額が、自ら設備を設置するとした場合に要すると見込まれる費用の額よりも少ないということを疎明するという方策を併せて検討すること、手続的な面で適正性を担保するという方策を追求してはどうかということでございます。

それから、最終保障電気通信役務の実際の算定した額の妥当性に関する話ですけれども、これまでどの電気通信事業者も提供したことのない区域で生じるのが最終保障提供責務でございますので、現時点でこの新規設備・既存設備に係る原価算定等の妥当性について判断することは困難であると考えてございます。したがって、制度施行後におきまして、サンプリング調査等によりまして、原価の算定方法等の妥当性を検証する仕組みというのを検討することとしてはどうかと考えてございます。

なお、現在専らブロードバンドサービスを念頭に最終保障の交付金算定のルールというのを述べてまいりましたけれども、電話におきまして、実態として現在、携帯電話事業者さんが適格事業者として指定を受ける意向を有していないという現状を踏まえまして、実態としては当面NTT東西のみが提供することが見込まれます。

NTT東西が固定電話の最終保障提供責務を履行しようとする、現状では光ファイバを新たに整備することになると考えられますけれども、その設置形態はブロードバンドと同様と考えられますので、交付金制度の運用コストの軽減を求める事業者の要望、統一的な制度設計を志向するとの基本的考え方を踏まえまして、電話の最終保障電気通信役務に対する第一種交付金の算定方法についても、今申し上げたような、ブロードバンドと同様のものとする、こととしてはどうかと考えているところでございます。

少しお時間を長めにいただきましたが、以上でございます。よろしくお願いいたします。

【大谷主査】

事務局からとても丁寧な御説明をいただきました。

それでは、ただいまの事務局説明につきまして意見交換に移りたいと思います。御意見のある方はチャットをお願いしたいと思っております。高橋主査代理は、18時半をめどと

して途中で退出される御予定ということで、早速手を挙げていただいてありがとうございます。それでは、高橋主査代理から御発言をお願いします。

【高橋主査代理】

高橋でございます。コメントが1つと、これはオブザーバーの方に質問の上、コメントをとということで、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

【大谷主査】

はい、よろしくお願いいたします。

【高橋主査代理】

順番は前後するんですけれども、まず4のところで、資料でいきますと24ページのところになります。

算定方法の在り方で、私は、③の御提案でしたけれども、デメリットが少なく、いろいろ救えるという点では、これが一番良いかなと思います。これがコメントです。

もう1点、これはオブザーバーとして参加されているNTT東西の方々に、西の木下さんのほうがいいのか、質問をしたいことがあります。資料3のところ。資料でいくと、この第二種交付金の算定方法の見直しで、これが手挙げ制になるということになってくると、16ページのこのイメージ図、参考の、これが現行制度のままでいくと、全体収支が黒字である場合には当該区域の赤字は補填されないということのイメージで左側の絵というのはあると思うんですけれども、もしこれがこのままだとすると、経済的合理性を考えたときに、撤退をするというような選択肢をNTT東西さんで持っていらっしゃるのかということをお伺いしたいです。

【大谷主査】

コメントと御質問ありがとうございました。そういたしましたら、オブザーバーとして御参加いただいているNTT、これは西日本がよろしいでしょうか。

【NTT西日本】

NTT西日本の木下ですけれども、今、撤退も含めてどう考えているのかと、こういった御

質問でございますけれども、先生の御指摘のとおり、大幅な赤字エリアというのは、我々も非常に厳しい運営を強いられているような実態がございます。さらに今、物価上昇とか、人件費高騰で、さらに収支というのは非常に厳しくなることが想定される中、こういった大幅な赤字エリアについては、収支をシビアに見て、それが経営に与える影響が大きいということになれば、当然撤退も含めて検討せざるを得ないと考えてございますので、大幅な赤字エリアについては、今後のデジタル田園都市国家構想、これを達成する意味においても、ぜひ支援をいただきたいというのが当社の意見でございます。

以上でございます。

【大谷主査】

御回答ありがとうございました。高橋主査代理はいかがでしょう。

【高橋主査代理】

よく分かりました。当事者のいる前で言うのはばかられるんですけども、特にNTT西日本の財務状況というのは、私が財務諸表分析をしてみると、非常に悪いということもありまして、このところは経済的な合理性というのを第一に考えてしまうというのは、営利企業でありますから、インフラを支えるといっても、というところがありますので、この辺も考慮に入れて、16ページの右側の図になるような形を合わせた形での手挙げ制という意向で、みんなで支えるユニバで参入トップのハードルを下げるということが必要だと思います。

以上です。

【大谷主査】

コメントありがとうございました。

それでは、ほかの皆様からも御意見、御質問いかがでしょうか。それでは順番に、相田委員、そして長田委員に御発言をいただきたいと思います。それでは、相田先生、よろしくお願いいたします。

【相田主査代理】

この第二種交付金の算定に関しては、走り出してから考えようということやってきた

わけですが、13ページにございますように、蓋を開けてみたら、1回線当たり年額2円という、びっくりするくらい安くて、NTT西日本さん500万円、ZTVさんについては0円ということで、これから手挙げ制というのが入ることも併せて考えると、みんなで支えるユニバーサルサービスの十分な保障については、程遠いという言葉を使っているのかどうか分かりませんが、状況だということです。

ここに上がっているような変更をした後、1回線当たり幾らになるかという数字は、まだこの資料の上では出ていないわけですが、また、それがあまり高くなって振動を起こすようですと、またみつともないとは思いますが、少なくとも、ここに上がっているくらいの増強をするということは適切なのではないかなと思います。

ということで発言させていただきました。以上です。

【大谷主査】

ありがとうございました。これを全てまかなうとなると、どのぐらいの金額になるかということについては、多くの方の関心事だと思いますので、いずれそれを明確にして議論をさらに進めていくことになろうかと思います。

では、続きまして長田委員、お願いいたします。

【長田専門委員】

ありがとうございます。長田です。

先ほど高橋先生がNTTさんに御質問されていたところの件ですが、この大幅な赤字の地域というところ、住民というか住んでいる側からすると、非常にそこは厳しい地域だと思うんです。どんな場所に住んでいても、これからはこのブロードバンドサービスが絶対に必要になってくる、特にそういうところだからこそ、オンラインで医療のドクターとお話ができるとか、お買物の注文がしやすいとか、いろんなことが必要になってくる時代になっていると思いますので、そういうときに、そういう非常に厳しい条件のところに住んでいても、いつでも安心して使えるようにするというのが今回のこの全体の動きだと思っているんですけれども。

大幅な赤字の地域という厳しい地域において、事業者さんの経営判断だけでそれが、そこでやりましょうとか、やりませんとかというような話になってくるというのでは、ユニバとしては全然不十分になるんじゃないかなと心配をしています。住民のほうをちゃんと

見ながら、継続して安定的にサービスを提供してもらいたいということが大切だと思っ
ているので、この大幅な赤字の地域においては赤字を補填するという考え方は、各社がたと
え黒字の状態であったとしても赤字を補填しているということはすごく大切なことだと思
っていますので。そういうふうに全国でいろんな近隣の皆さんのところでサービスをして
いらっしゃる事業者さんをお願いをしたいと思ったときに、そういう事業者さんたちがそ
こに手を挙げることを戸惑うようなことがないようにしていただきたいというのが必須
だと思っていますので、この御提案については賛成をしたいなと思っています。

それと、その視点から言いますと、もう一つ、先ほどから出ています、「みんなで支える
ユニバーサルサービス」という表現で、この「みんな」が、今回のこの検討の中では、事
業者の皆さんというようにも当然聞こえているわけですが、本来、現状をユニバー
サルサービスのその基金を支えている、そのユニバーサルサービス料を支払っているのは
ユーザー側ですよ。

私は法律の専門家じゃないからあれですけども、本来は事業者の皆さんが負担するの
かなと思って、最初にこの法律を検討しているときに思っていたんですけども、結果的
には、回線当たりで負担をしていることになっています。だとすれば、その負担をしてい
る国民というか、ユーザー側、ユーザーの皆さんのほうにきちんと視点を向けていただい
て、今後のどういうふうになっていくのか、なかなか不透明なところがあるということは
理解していますけれども、事業者の皆さんと共に本当は負担をしていってほしいなと思
っているぐらいですけども、そういうことも含めて、ユーザーの過度の負担になるの
は、それは困るなと思いますけれども、ユーザーとして納得ができるような仕組みと、そ
れをきちんと説明をしていくということが大切だなというのをまたつくづく思っておりま
すので、ユーザー側をきちんと見ていくということも総務省としては忘れないでいただ
きたいなと思っています。

以上です。

【大谷主査】

ユーザー目線での貴重なコメントをありがとうございました。今示していただいている
イメージ図ですけども、この自主的整備のところが薄くなって撤退していくのではなく、
つまり最終保障提供責務に頼るのではなく、面として整備されていくような仕組み、事業
者にとってインセンティブとなり、この特別支援区域においても十分なサービスが受けら

れるという、それがユニバーサルサービス制度の目指すものだという事についてコンセンサスが得られればと思います。

高橋主査代理が退出されたということでございますね。御参加ありがとうございました。

それでは、続きまして岡田委員、そして砂田委員、春日委員と手が挙がっておりますけれども、では岡田先生からお願いいたします。

【岡田委員】

成城大学の岡田です。

私からは、基本的な、大枠的な考え方について述べられた13ページのスライド資料の最初に「基本的方向性」とあるところですが、この第二種交付金については、ここで簡潔にまとめられているように、内部相互補助という考え方を前提に制度設計がされているという位置づけがされています。検討の方向性として、最後の3つ目のところですが、「内部相互補助の基本的考え方は維持しつつも」ということで、内部相互補助という言葉がここでも登場しています。

とはいえ、今まで担い手がNTT東西のみであった場合には、内部相互補助という考え方にも一定の合理性があったと思うんですが、基本的に内部相互補助は、理論的に非効率な資源配分をもたらすものであって、また、今後ブロードバンドなどを考えていくと、黒字赤字というコスト構造自身も予測可能性はそれほど高くないことも想定される。そういう意味で、内部相互補助を安定的に運用する前提条件がそれほど満たされていないのではないかと考えます。

従来は、都市部とか、大口利用者とか、長距離の電話の事業者とか、そういったところから得た黒字で、農村部とか、離島とか、こういった人を支えましょうという理念であって、それはある意味、内部相互補助を前提として、ユニバーサルサービスを達成するための補完的な措置というか制度として位置づけられているというのが実態ではないかと思うのです。

今後の交付金を考えるに当たっては、どの地域で、どの利用者が、どの事業者によって、どれだけ費用がかかるのかということが念頭に置かれた制度設計であるべきです。そうすると、どの技術で、どの地域まで、どの品質で保障するかということを想定して制度設計を考えていく必要がある。果たして内部相互補助を前提としてインセンティブと整合的な制度設計ができるのかということに私は疑問を持っています。

そういう意味で、表現にこだわってもしようがないですけども、内部相互補助という言葉が出てくると、私はどうしても違和感を感じてしまう。こういうことを一言申し上げたいと思いました。

それから、あと24ページで、3つ御提案いただいているところで、事務局として案③を推奨されているというお話だったかと思います。この式だと、実績としての原価に、ある程度、理論値とはいえ、依拠した形で、既存設備も、新設設備も補填をする仕組みになるという意味では一定の合理性があるとは思いますが。

ただ、既存設備のモデル費用というものは、恐らく光とか、一定の技術を前提にしてモデル費用が計算されているんだろう。この辺、技術的なことは詳しくはないので分からないんですが、その場合、将来的な技術変化を踏まえた費用の積算の合理性は維持できるのか。その辺りの調整というか、見直しというか、モデル費用を集めるのも、町字単位ですし、大変かと思うんですが、制度的に維持していく上で、どのぐらいの情報収集のコストがかかるのか。その辺りのイメージが湧かないものですから、もし何かその点について御意見があれば、教えていただければと思います。

以上2点について、コメントというか質問させていただきました。

【大谷主査】

ありがとうございます。それでは、御質問ということでもありますので、事務局に一旦振りまして、御質問への御回答をいただき、なおかつ、これまでの御議論についても何か、事務局としてのコメントがあるようでしたら、お話しいただければと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局】

これまでいろいろコメントいただきまして、ありがとうございます。

まず岡田委員からの御質問、モデル費用のところですけども、今は、ブロードバンドの既存施設設備に対して適用しようとしているこのモデル費用というのは、ブロードバンドの支援区域をモデル上黒字か、赤字か、大幅な赤字かというのを決めるときに、総務省のほうで一定の仮定を置いて積み上げている、そういう計算上の費用ですけども、光ファイバという基本的技術をベースに算定していると私は理解しています。

今後、技術の進展というか、採用される技術に応じて、当然モデルの設計の仕方という

のは変わっていかないといけないというのは御指摘のとおりだと私も思っていて、そのときには、恐らく交付金制度の算定方法全体がもう全部光ファイバベースに仕上がっている、それが仮に今後例えばモバイルベースの何かユニバーサルサービスができて、それが赤字になるのでそれを補填しなければいけないとなると、それは多分今のモデルとか、そもそも今の算定方法とか、そういったものを多分一からモバイル版をつくっていくという作業は、それは発生してくると認識をしているところでございます。なので、それはその時々状況に応じて、行政もアップデートしていかないといけないものだとも私も受けて止めてございます。

それから、相田先生、長田先生、あと高橋先生、いろいろコメントいただいた件につきましてですけれども、政策的に整備を推進する類型を拡充して、充てるべきところにしっかり交付金が充てられるようにしていくという方向性は、基本的に共通のコンセプトとして今回お示しをしているわけですが、そのことについては御賛同の意見が今のところ、いただけているのかなということで、事務局としては大変ありがたく思っております。

一方で、実質的には、国民の皆さんがユニバーサルサービス料という形で、私も何円か月に払っているわけですが、その総額というか、電話もブロードバンドも含めて全体がということだと思いますけれども、それが過度なものにならないようにというのは一国民としてもそう思いますし、それはユニバーサルサービス制度を持っている総務省としても常に見ていかないといけないところだと認識してございます。

なので、そこはしっかり意識をしながら、ただ政策として進めるところは進めていく、そこをよくバランスを取りながら、今後この制度というのを運用していかないといけないと今、御指摘をいただいたと受け止めているところでございます。

【大谷主査】

ありがとうございました。それでは、岡田先生、今の御回答で大丈夫でしょうか。

【岡田委員】

内部相互補助の言葉は、これはもう表現を含めてもう修正の余地はないという、こういうことでしょうか。追加の質問で。

【事務局】

法改正をする前に、通信政策特別委員会の最終答申というのを去年の2月にいただいているんですけど、そのときに内部相互補助という言葉を使って、ここのブロードバンドの交付金設計とかを議論いただいています。なので、今の制度の説明として絶対におかしいというものではないと総務省としては考えています。

【岡田委員】

基本の答申の文言に沿ってという御意見、承知しました。

【大谷主査】

貴重な御指摘をありがとうございました。それでは、時間も限られておりますので、続きまして砂田委員、お願いいたします。

【砂田専門委員】

砂田です。この第二種交付金の見直しの方向性については、事務局案に賛同します。事業者のインセンティブも考えられていますし、地域の事業者が指定基準になったりとか、手を挙げやすいといったところにも目配りがきいた制度設計になっているんじゃないかなと思いました。

一方、私も実は内部相互補助という言葉には、やや違和感があって。これがあると、かなり規模の大きい事業者が対象になってしまうのではないかと、地域のローカルな、小規模なプレーヤーだと、内部相互補助ということもそもそもしにくいということもあるので、今回、そういった事業者も含めて、誰でも地域の事業者が手を挙げやすいという方向性を考えたときに、やや私も違和感を持った言葉でした。

それから、19ページですけれども、交付金の支給に関してですが、これは時期をそろえて複雑さを減じたというのでは、非常にいい見直しの方向だと思います。ただ、できるだけ多くの事業者に手を挙げてもらうためには、交付金については、できるだけ早い支給という方向性が望ましいと思っています。また、事業規模がそれほど大きくない事業者のことを考えたら、ユニバの設備整備のために使える、例えば特別融資の制度とか、そういうことも併せてお考えいただければ、かなり多くの事業者にとって手を挙げるのが現実的になってくるのかなと思いました。

最後に、利用者、国民の負担の問題についての意見ですけれども、第二種交付金に限ら

ないんですが、第一種のほうでも2σが外れるわけですし、第二種でも今回支給対象となるのがかなり増えてくるので、そうすると当然、ユニバーサルサービスの料金の負担というのがどこまで跳ね上がるんだというのが、多くの利用者や事業者にとって、不安な点、懸念する点に当然なってくるように思います。

これまでのユニバーサルサービス料は、電話だと最高で8円、電話リレーサービスが1円だったわけですがけれども、そういった過去の経緯を踏まえても、本当に10円程度なら許容されるのかもしれない。その辺がもう上限目安かなという気もしていますので、そこについても何か目安をお出しになったほうがよいのかなという気がしています。

私からは以上です。

【大谷主査】

貴重な御意見をありがとうございました。

それでは、続けて春日委員、三友委員に御発言いただきまして、その後で事務局にまたコメントを求めたいと思います。それでは春日委員、御発言お願いいたします。

【春日専門委員】

春日でございます。私のほうからは2点ほどコメントを差し上げたいと思います。

まず、大前提として13ページのところです。今までずっと御説明いただいていた第二種交付金に関して、インセンティブ重視の設計をするということ。それから、皆で支えるユニバ制度、事業者だけではなくて消費者も含まれる皆で支える制度だということを強調していただいている点は非常によいと思っております。

1点目のコメントはその事に関連する内容で、17ページのところです。すごく細かいところですがけれども、人口とか世帯等の詳細データに関する記述があり、調査が5年に1回の国勢調査に基づいているため、5年に1回の見直しでいいんじゃないのかという御指摘がありました。これは確かに言われてみてそのとおりかなと思いました。

例えば市町村でも一応、毎年人口とか世帯とかのデータを出しているんですが、それはたしか国勢調査に基づいて、そこに流入流出というのを加味したものを公表しており、正式な数値は5年ごとの国勢調査に基づいて修正するという作業をしていたのではないかと思います。それであれば、国勢調査の実施時期にあわせて負担軽減を図ることも可能性としてはあり得るのかなと思いました。

ここで直接書かれているのは人口・世帯の話だけでしたが、恐らくほかにも、実際にやり始めてみると簡略化できるような作業が出てくるのではないかと思いますので、事業者のインセンティブを高めるためにも、そういった手続を可能な限り気がつくところから簡素化していけるとよいのかなと思いました。これがまず1点目のコメントでございます。

それから2点目のコメントは、一番最後のページに関わる部分で、先ほどの砂田先生の御発言とも関連する部分になるかと思うんですけれども、今回の制度は初めてのものであり実際にやってみないと分からないという部分があります。そうすると今考えているものよりも、交付金対象額が結構上下振れする可能性もあると思います。

このページの記述は全部そうだと思うんですけど、特に真ん中のポツの3では、今後サンプリング調査を行うことで、費用の妥当性を調査していく必要性を述べておられますけれども、まさにこういう作業は非常に重要なところだろうと思います。今までも電話のユニバ制度でやっていただいているので、さほど危惧があるわけではないのですけれども、より一層気を引き締めて、これからまだ検討の余地が十分あるものだということを考えてモニタリングしていくということを、この委員会でもそうですし、事務局にもお願いしておきたいというのがコメントの2つ目になります。

以上でございます。

【大谷主査】

ありがとうございます。いずれももったもな御意見だと思います。それでは、続きまして三友委員、お願いいたします。

【三友構成員】

三友です。ありがとうございます。

非常に事務局のほうで苦心をされて作成されている案だと思います。みんなで支えるという考え方は私も賛同するところではあります。私から3点お話をさせていただきたいと思うんですけれども。

ブロードバンドのユニバに関しては、NTTだけではなくて地域の通信事業者ほかにも参画していただく必要があるわけでありまして。そうした企業にとって、基本的には、社会的な使命は帯びてはいるものの、利潤を追求する会社でありますから、赤字を前提として、もうからないビジネスに手をつけるということはなかなかしにくいと思うんです。そういう

意味では、少なくとも何らかの形でビジネスインセンティブが働くような仕組みがあるといいなと思っています。

その意味では、24ページのモデルの案③、こちらはモデルによって費用を算定するということが前提ですので、もし実際にそのモデル費用よりも低い費用で実際に事業を行うことができれば、場合によってはこのところから利潤が生まれる可能性もあるわけでありまして、これは可能性としてですけれども。そういう意味では、こういう方法というのはいいのではないかなと思いました。それが1点です。

それから2点目として、これまで地域の通信事業者の方の中でZTVさんからしか手が挙がらなかったわけですが、今回いろいろ簡略化をされて、分かりやすくなって来たとはいえ、本当にこれで十分かどうかというのは、地域通信事業者の皆様の意見も聞いてみる必要があると思います。我々は理解したつもりでも、これで十分かどうかということについては分からないわけでありまして。そのところは、何らかの形で確認を取る手段があってもよいのではないかなと思います。それが2点目です。

3点目は、交付額については、交付金額の算定についてはこれからになると思うんですけども、特にこれから先、地域の人口も減少しますし、大きく地域の状況が変わってくるところでありますので、どれぐらいの金額になっていくかを予測することは非常に難しいと思います。ただ、交付金額が上がっていくんじゃないかという不安が多分これからいろいろ出てくると思うんです。

できれば、シナリオに基づいてシミュレーションをしてみて、大体このぐらいの幅に収まるとかということはある程度調べて、提示していただくと、それを受ける側としても安心してくるのではないかなと思います。

私からは以上の3点です。

【大谷主査】

ありがとうございます。3点目のところは、先ほど砂田構成員、それから相田構成員からもお話があった点でして、シミュレーションなどは恐らく不可欠のものとして、このメンバーの中でも認識されているところかと思います。後ほど全体について事務局からのコメントもいただきたいと思います。っております。

続きまして、関口主査からも発言希望がありますので、よろしくお願いいたします。

【関口主査】

関口でございます。

13ページの基本的方向性でございますように、今回、第1回目の二種交付金の申請手続を審査したところ、NTT西日本さんが僅か500万円、ZTVさんは0円で、しかもZTVさんは決算時が3か月ずれていて、決算をやり直し、会計監査もやり直して監査報酬まで支払ったのに、それすら回収できていないという、非常に申し訳ない結果になってしまったのです。

その意味で、今回は、できるだけ多くの方たちに申請を出していただくことと、実際に交付金が支払われるようにするという命題を持って修正に入っていただいたということもありますので、できるだけ多くの事業者様に参画をいただくということを期待しているわけです。今回の修正を施した後でも、さらに簡素化をしたり、あるいは申請しやすくしたり、あるいは交付しやすい手続になるというような修正は継続的に行わなければいけないという認識でおります。

なお、この制度全体の枠組みが16ページ目に、見直し前・見直し後の絵として出てきていますが、モデル上黒字であるというところについては、見直し後も補填対象ではないわけです。これが内部相互補助の実質的な意味だったのです。あくまでも基本は、事業者さんの自助努力によって進出したエリアで事業を行っていただきたいと。

ただし、そのような経済合理性だけでは説明がつかないほどに事業環境が厳しい大幅な赤字区域については対象に含めないとまずいということで修正をしたわけですが、モデル上黒字のエリアで実際に全体収支も黒字であるというところについては、内部相互補助、すなわち自助努力でやっていただくと。内部相互補助は、言葉として私はいいと思いますが、自助努力という意味だと御理解いただければ、構成員の先生方も納得いただけるかなという気はしています。そのような趣旨から、本報告書案は企業の内部相互補助を基本とし、それでも足りない部分を交付金で補填する制度としてつくられていると私は理解しています。

その上で、改正点の中で、15ページ目のところで、離島について④でコメントがありますが、民間事業者が公設の海底ケーブルを譲り受けた場合、この海底ケーブル費用の全てを交付金原価の対象とすると改めたいと。離島は、山間部が特別支援区域になり、沿岸部が一般支援区域になることが一般的です。現行制度では、一般支援区域の割合を按分して、その分については海底ケーブルの維持費用の補填をしないということになっていたことがインセンティブをそいでしまっていたので、按分をやめ、全額補填することは、私は一歩

前進だと理解しています。それが1点です。

それから、先ほど春日先生から17ページ目のところで、国勢調査の実施年に合わせて、5年に一度の見直しで済むようにするということについても、私は、簡素化に向けた一定の成果が得られるし、5年間は国勢調査の値が変わらないということからも適切だと賛成いたします。

それからあと、コメントしなければいけなかったのは、24ページのところについては、先生方が案③について賛成だということで、私も賛成でございます。これIPLRICを使うんだと思うんですけど、IPLRICの適用ということでもよろしいかどうか、後ほど事務局に確認をさせていただきたいんですけども。

少なくとも、この案①は、実績のある事業者、つまりNTT東西以外には実績がないので、東西さん以外は案①を使えないという物理的な制約があります。それから案②についても、説明にありますように、かえって事業者のインセンティブが一切出てこない可能性が高いということであると、おのずから案③が残っていくと私は理解しております。IPLRICを超える効率的で少ない費用を算出出来るかどうかは、結構厳しいかもしれないだろうとは思っているんですけども、ちょっとそこは事務局に後ほど確認をいただければと思っています。

以上でございます。

【大谷主査】

ありがとうございます。おおむね賛成意見ということで、特に24ページのこの案③のころの算定方法について、これは事務局のほうで御回答を今いただいてもよろしいですか。

【事務局】

事務局でございます。今いただきました、この案③の算定対象、モデル費用を使用というときのこのモデルというのは、いわゆるIPLRICか、という御質問だったと思います。これは、おおむねIPLRICを用いているのですが、例えば海底ケーブルなんかの費用については、必ずしもLRICを用いて算定しておりません。毎年、23万の町字一つ一つについて、ここは支援区域です、ここは支援区域じゃありませんということを決めるために、町字ごとの費用の額というのを我々は計算しているんですけど、この費用を算定するためのモデルを指していると理解しています。おおむねLRICという御理解で、おおむね間違いじゃない

んですけど、若干、接続料算定で使っているLRICとは違う計算をしている部分もあると思っています。

私から以上でございます。

【関口主査】

ありがとうございます。おおむねということで理解しました。

【大谷主査】

御回答ありがとうございます。

【関口主査】

このモデルは、おおむねIPLRICだということで、総務省しか知らないモデルではないということだということかと。

【事務局】

そのとおりです。はい。

【関口主査】

その意味で言うと公平に使えるのだと思います。ありがとうございました。

【大谷主査】

ありがとうございます。この案③については、皆様から賛同意見を頂戴したところで、私自身も合理的な選択ではないかと感じた次第です。

ほかに御意見、御質問はございませんか。皆様、御発言いただいたでしょうか。

内部相互補助につきましては、言葉として苦手という御意見などもいただいているところで、それをまた自助努力というふうにも言い換えていただいたりしておりますけれども、内部相互補助の例外を拡大していくという方向での今回の検討でもありますし、また、内部相互補助も、発展途上のサービスなどでは一定の合理性を持つようなケースもあって、今回のサービスについてはそれが妥当しないので、例外を拡充していくという方向性なのであれば、現状のピン留めという意味でも、この言葉を使っておくことに一定の意義があ

るかなと思いながら聞かせていただいております。

大変恐縮ですが、19時になってしまいまして、私の進行がよくなかったのですが、可能な限りお付き合いいただければと思います。

では、ここで事務局のほうに、この後半でいただいた御意見についての受け止めを確認したいと思います。事務局、よろしくお願いいたします。

【事務局】

事務局でございます。引き続きましていろいろとコメントいただきまして、ありがとうございます。

まず、内部相互補助という話につきまして、岡田先生に引き続きまして、砂田先生からもコメントをいただいたところです。関口先生からの補足で御説明いただきましたけども、16ページの図ですか、あれに基づけば、関口先生におっしゃっていただいたとおり、そもそもモデル上の黒字として判定されるところは交付金制度の外に置いているということ自体、ある意味内部相互補助というのをベースとしている設計であるという趣旨の御説明と私は理解したわけですけども、そういうところによって大体二十二、三万町字のうち十数万町字は、実際支援の外に置いている設計になっているということは、大枠としては内部相互補助の考え方というのは、今でもこの制度の基本的な潮流としては生きているんだろうというのは思っていますし、だからこそ、今回の事務局はこういう言葉を使わせていただいているということでございます。

岡田先生、砂田先生の御指摘も踏まえますし、これからは外に置く区域類型を拡充して、それこそ内部相互補助という言葉があまり妥当しないかもしれない地域の、つまり規模がそんなに大きくないような事業者さんにも、ユニバーサルサービスを支えていただくということが、この制度の上で実態として花咲いてくるとなれば、それはまさに内部相互補助という言葉を超えて、そうした制度になっているということの評価のあらわれと私どもとしても受け止められると思っています。今後、事務局が書いていくドキュメントの中で、そういったことが表現できる箇所においては、いただいた御指摘も踏まえて工夫してみたいなと思ったところでございます。

それから、砂田先生から、迅速に交付金を交付できるようにということに対する配慮ということで、御指摘、御意見いただいたと思います。一次答申を通じて砂田先生からも、ユニバーサルサービス制度の外側でのインセンティブみたいなものも並行して検討してい

くべきだという趣旨のコメントを頂戴して、答申の最後のほうに書かせていただいたことがございましたけれども、その引き続きの宿題をいただいたと私としては受け止めています。

ユニバーサルサービス制度だけではなかなか解決しにくい、地域の事業者に入っていくに当たって現実に困ってくるような問題というのは、それはもう少し視野を広げて、いろんな声を聴いて、我々も別に自分たちだけで解決しようとするんじゃなくて、いろんなところのツールというのを御紹介したり、活用したりしながら、トータルとして支援できるような工夫をしていくことを、引き続きの検討課題として御指摘いただいたと受け止めています。

三友先生からも、地域の事業者にも、制度として一旦つくったとしても、これをちゃんと浸透させていくための不断の取組が必要だということもいただいたと思っていますし、一旦つくったものは、それでもうまくいかなければ、変化をいとわずチューニングをしていくという趣旨も、多分複数の先生からそういう趣旨の御意見いただいたと思っていますので、それはそういう行政の一つの姿勢として受け止めて対応していきたいと思ったところでございます。

あと、砂田先生、それから三友先生からも、ある程度見通し、シミュレーションみたいなものがあつたほうがいいんじゃないかという御指摘でありましたけれども、令和4年にブロードバンド法規制をつくったときも、当時の総務省は多分シミュレーションしたんだと思うんです。今回の見直しの出発点というのは、その見通しがどうだったかということではなくて、結果はこうだったというところからスタートして実際にその交付金の規模というのはどういうふうに移行をしていくのか、それが実質的にユニバーサルサービスの負担という側面から見てどうなのかという検証をしていくことが、この制度を健全に設計運用していくために一番大事なことだと、過去の経緯を振り返って思っているところでございます。

そういったことも踏まえますと、私どもとしては、現実はどうなっていくのかということとを常に横目で見ながら、それこそ変化を恐れず、例えると、蛇口を一旦今回広げる方向で制度を変えようという提案なわけですが、それで、ば一っとなるんだつたらまた締めに行くということも、それは常に横目で見ながらやっていく、こういう行政スタンスで私どもとしては臨んでいきたいなと考えているところであります。

大体拾ったつもりでおりますが、まだ回答漏れのところがありましたら御指摘いただけ

ればと思います。一旦以上でございます。

【大谷主査】

ありがとうございます。既に6分超過してしまっておりますけれども、今の事務局からのコメント返しについて、皆様、大丈夫でしょうか。同じ方向を向いているような気が私としてはしております。

特にチャット欄への新たな書き込みはないようですので、時間でもございますので、意見交換につきましてはここまでとさせていただきます。もし追加で御意見、それから御質問がございましたら、事務局に向けてメールでお寄せいただければと思っております。今日も非常に貴重な御意見の数々をありがとうございました。

それでは、最後に、次回の会合の日程につきまして、事務局からの御説明をお願いいたします。

【事務局】

事務局でございます。本日もありがとうございました。

次回会合の日程につきましては、後日、事務局より御連絡させていただきます。よろしくをお願いいたします。

【大谷主査】

ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、第53回情報通信審議会電気通信事業政策部会ユニバーサルサービス政策委員会及び第10回ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループの合同会合を終了いたします。

本日もどうもありがとうございました。

以上